

平成20年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年9月24日

午前9時45分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	建 設 課 長	加 藤 保 幸
観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和	都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志
都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一	上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司
上 水 道 課 長	佃 田 眞 規		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算常任委員長報告について
- 日程 5. 決算審査特別委員長報告について
- 日程 6. 各常任委員会の先進地視察について
- 日程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程 2. 発議第 5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時45分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月11日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託議案であります、(1)議案第46号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、仮設物の撤去と県の管理との関係についての質疑があり、理事者より、仮設物である鋼材がシールド工事の路線ルートに影響するとのことから、県営水道と道路管理者とも協議を進める中、具体的に鋼材が残っている状況を確認し、この仮設物の問題について、12年前の平成8年に現場を担当していた者と相談、協議、現地の立ち会いをして確認をした。また、道路管理の方にも残っている資料をもとに確認する中、結論的には、その仮設物が特定出来なかったとのことです。現段階において、仮設物を抜くことも出来ない状況で、また抜くことにより余計な費用がかかることから、迂回させる計画にしたとの答弁がありました。

また、委員より、県の責任において仮設物の撤去、または県からの工事費の負担をしてもらうことについての質疑があり、理事者より、県道に埋設する地下構造物については、最終的に撤去出来ない面がある。その場合、県の道路管理者の裁量によって残すことがある。町が県道を占用した場合、工事中に支障を来したら、施行者の責任のもとで施工するようにとのこと、このような中、町としては、県道の工事に対して、県の責任を求めてきたとの答弁があり、また他の委員より、今後、このようなことがないように、設計の段階で仮設物を十分把握し計画をするよう指摘がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、本会議からの付託議案であります、(2)議案第47号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてを議題とし、理事者から説明を受けました。

その内容は、三郷町公共下水道施設を本町住民が使用することから、地方自治法第244条の規定により、三郷町と施設の利用及び管理に関して協議を行い、行政区域界に設置されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図っていくとの説明があり、委員より質疑を受けたところ、質疑、意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査をいたしました。

初めに、1、公共下水道事業について、理事者から報告がありました。

その内容は、工事の進捗状況は、前回、事前委員会で報告した状況から特段大きな変化はしていない。今後、予定どおり工事が完成出来るよう努めるとの報告がありました。

次に、平成20年8月31日、現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1,600件、検査済み件数が1,573件、融資あっせん利用総数が27件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件となっているとの報告がありました。

委員より質疑を求めたところ、別段質疑はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者から報告がありました。

その内容は、パークウェイについては、前回委員会の後、岩瀬橋から三室交差点間の接続に必要な道路構造、交差点の計画については、所管の西和警察との協議を行い、その後、西和警察署からは県警本部の規制課へ相談をしており、現在、県警の方で検討をしている状況との報告がありました。

次に、都市計画道路法隆寺線については、現在、整備工事については順調に進んでおり、進捗率は約20%となっている。3月の工期に向けて、安全に工事を進めるよう努めるとの報告がありました。

委員より、パークウェイ岩瀬橋の橋脚と河川の増水時における状況についての質疑が

あり、理事者より、今年度工事が施工されて後、特に問題はなく、また橋脚については、将来的に河川断面も考慮されており、安全を確保出来るように設計されているので、特に問題はないとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者から報告がありました。

その内容は、初めに、9月30日に入札を予定している1号線についての工事概要について説明がありました。当該路線は、西方面から駅南口の主要なアクセス道路となっている。現在は、4メートル足らずの道路幅員で、歩道と車道の分離がされておらず、狭隘で未整備となっている。このため、歩行者と自転車の安全な通行を確保するため、自歩道の整備を図り、一般車両が円滑に離合出来る幅員を確保した道路整備を行うもので、施工範囲は、南口広場から県道大和高田線の高架下付近まで、施工延長は215メートルで、道路幅員は3メートル、路肩0.5メートルを確保し、2車線で計画。歩道については、北側で3.5メートル、南側で2.5メートルとなっている。県道高架部分では、JR用地や一部民地の用地協力を得て、橋脚を挟む形で交互通行として計画をしている。次に、植栽については、芝生、アラカシによる生け垣を行うようにしている。また、JRの管理用駐車場の確保についての説明がありました。

委員より、県道高架下から西側への延長の計画についての質疑があり、理事者より、先線については、JA用地で現在のところ協議はしていない。また、町道の拡幅については、現在考えていないとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について。

(1) 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて、担当課より説明がありました。

その内容は、奈良県の都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しにかかる線引き見直し素案策定業務を委託するため、450万円の増加補正をするものとの説明がありました。

委員より、農業用地として市街化区域の中で残っている部分について、逆線をするようにと県から指摘を受けているが、町としての対処についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、理事者より、今回の考え方として、市街化区域を拡大しない。いわゆる市街化区域内の空閑地については、県から、実際に2ヘクタール以上の大規模空閑地については、まず優先的に市街化区域から調整区域への編入を考えるようにと指摘されている。また、可能な部分で市街化区域から調整区域への変更が出来る部分については変更を考えてほしいと県の方から指示を受けている。また、委員より、斑鳩町の市街化区域の中で、2ヘクタール以上の空閑地は何か所あるのかとの質疑に対し、理事者より、県から興留4丁目に1カ所指摘されているとの答弁がありました。

次に、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について担当課より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

ほかに、理事者の方から報告を求めたところ、町長より、JR法隆寺駅も平成19年3月に完成し、来年で2年が経過する中で、自由通路の関係について、皆さんの声を聞くところによると、どこの駅においても何かを販売されていることから、当町においても、平成21年4月から商工観光の関係で協議を行い、進める方向で取り組んでいきたいとの報告がありました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、委員より、西谷委員の「好きやねん斑鳩」第7号に記載されている内容について、「埼玉県では、認定業者制度は、特定の業者に便宜を図るのは好ましくないとの理由で廃止した」と記載されているが、この事実と町の考え方について質疑があり、理事者より、排水設備指定工事店については重要な案件であることから、状況を把握する中、埼玉県及び日本下水道協会埼玉県支部等に確認をした結果、埼玉県の公共下水道事業を実施している公共団体では、指定工事店制度に関して廃止した自治体はないという回答を得ている。また、排水工事店制度は、特定の業者に便宜を図るというような制度ではなく、住民の皆様が安心して公共下水道に係る排水設備の工事を依頼していただくものであるとの答弁がありました。

また、委員より、JR法隆寺駅南広場のモニュメントについて、時計台の設置費用が2,600万円と記載されていますが、6月の委員会で西谷委員の質問に対して、町の説明では、2,700万円で、その中には、広告塔や道路整備費も含まれており、時計台は1,600万円との説明を受けているとのことで、再度、時計台の費用の確認につ

いて質疑があり、理事者より、6月11日の当委員会においての西谷委員の質問に対して再度報告をさせていただくとのことで、その内容は、モニュメント、広告塔、1号線の取り合い工事を合わせて施工した全体総額が2,700万円で、その内訳として、モニュメント本体は約1,600万円、広告塔が約390万円、それと1号線の取り合い工事として約750万円との答弁がありました。

次に、委員より、先ほど町長から報告があった自由通路の物品販売について、観光客に喜ばれるようなものを選んでいただきたいとの要望がありました。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る9月16日火曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けている議案はありませんでしたので、まず、1、継続審査案件についてを議題といたしました。

総合保健福祉会館の運営に関することについて、担当の健康推進課長から、前回の委員会後の報告を受けました。

8月29日に行った竣工式には、135名に出席していただき、午後からの地元や障害者団体などの関係者の見学会には223人、また翌30日の一般の方たちの見学会には、319人が来られた。

登録団体の受け付け状況については、9月15日現在で、登録団体要綱の第3条2項の社会福祉協議会においてボランティア活動の登録をされている団体が11団体、小地域福祉会として設立の届けをしているのが55団体、窓口において登録届けをした団体が11あり、合計77団体となっている。

9月1日以降の利用状況は、会議室などで10件142人、保健センター事業に約5

00人、虹の家、あゆみの家が運営している喫茶コーナーには1日平均90人、子育てルームは、つどいの広場を毎日行っているが、1日平均60人の親子が利用されている。

9月6日の健康づくり講演会には220人、ヘルシー料理教室には200人、9月13日には子育て支援の講演会を行い120人の参加があったことなどと、今後の健康づくり事業の進め方などについての報告を受けました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1つとして、各種検診車のエンジンからのCO₂削減のための電源確保などについて、2つとして、会議室の日曜日の利用要望について、3つとして、調理実習室の音がこもることについて、4つとして、相談業務のプライバシー保護について、5つとして、介護浴室、歩行浴室の利用について、6つとして、役場との連携や住民対応について、7つとして、コミュニティバスのルート変更などについて、8つとして、昼コーナーの利用について、9つとして、激甚災害の避難所としての機能と周知についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、報告を受け、審査をしたということで終わりました。

なお、運営会議もありますが、オープンをして当分の間は、引き続き継続審査案件として調査をすることといたしました。

次に、2、各課報告事項についてを議題として、その1、奈良県後期高齢者医療広域連合規約について、担当の国保医療課長より、6月議会で議決をした副連合長の定数1名増と選出方法の規約変更の件ですが、38市町村で可決されておりますが、葛城市で否決となっており、9月議会で再度上程されるのかどうかと考えておったところ、現在のところ提案されていないので、規約変更についてはいまだ不成立となっていることが報告されましたが、これに対して特に委員より質疑、意見はありませんでした。

続いて、その他の報告として、前回の委員会で質疑のあった生活福祉資金など3種類の貸し付け制度と利用状況、返済状況などについて報告がされ、委員より、保証人の問題についての意見があり、終わりました。

次に、3、その他についてを議題として、委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、1つとして、ごみ焼却場の補修工事と焼却時間の延長について、2つとして、またそれに伴う職員の配置シフトについて、3つとして、公共料金などの滞納で、訪問による督促を行った時に、中学生の子どもさんに伝言をしたことについて、4つとして、外国人を採用する企業の中での虐待による人権問題などについて、5つとして、敬老会の催しで行った大衆演劇の評判がよかったが、決定した経過と今後の催しの考え方について、

6つとして、各種証明書の郵便局での発行の経費と今後の運営の考え方について、7つとして、「好きやねん斑鳩」のビラに書かれていたシルバー人材センターのワークプラザの建設費の町負担金額2,000万円は、それでいいのかどうか、また清水環境開発にごみの収集を委託したことにより、町の職員4名を解雇したと書いてあるが、これは事実なのかどうかなど、内容に疑義があるのではないかとの質疑があり、一定の答弁がされて終わりました。

なお、当委員会としては、本年についても宿泊を伴う先進地視察は行わず、委員の希望もあり、本年より新たに実施されている剪定枝葉のリサイクル処理施設とプラスチック類のリサイクル処理施設の現地調査を、10月17日金曜日に実施することにいたしました。

以上が、開会中に開催をいたしました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただけましたら幸いです。

以上をもちまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月17日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてと、議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、相互に関連する議案でありますので、一括議題として説明を受けました。

理事者より、地方自治法の一部改正により、議員報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なることを明確にするため、現行の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬に関する規定を分離し、新たに条例を制定するとの説明を受けました。

本件についてお諮りしたところ、特段の質疑もなく、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例についてを議題とし、理事者より、現行の藤ノ木古墳整備基金については、藤ノ木古墳の整備が完了したことにより廃止し、新たに斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定し、本町に受け継がれる貴重な国民的財産である歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐと共に、ふるさと納税寄附金の受け皿の一つとして創設するものとの説明がありました。

委員より、ふるさと納税をされた方に対して、町外の方にはお礼をされているが町内の方はどのようにしているのか、またこの条例のどこにうたわれているのかとの質疑があり、理事者より、町外からの寄附をいただいた場合、本町への財政効果が大変大きいことから、寄附に対する感謝の気持ちを伝えると共に、町外への本町のPRも含めお礼をさせていただいているので、町外の方のみとしている。また、お礼については、使用料や手数料のように条例で定めなければならないものではないため、内規で定めるとの答弁がありました。

委員より、町外から寄附をされた方に対してお礼をするというのは理解出来るが、1つの条例の中でお礼をする方とお礼をしない方に分けることが理解出来ない。ふるさと納税条例をつくり、その中で整理を出来ないのかとの質疑があり、理事者より、本町の場合、スポーツ振興基金、文化振興基金、福祉基金等色々なメニューの基金があるので、今ある基金を利用しながら寄附の受け入れに努めてまいりたいとの答弁がありましたが、理解が得られず、各委員にお諮りし、意見を集約したところ、議案第39号については理解が得られたが、ふるさと納税制度については、今回の先進地視察を含め勉強し検討をしていくということで質疑を終結し、本件についてお諮りをしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡藤ノ木古墳については、開棺調査より20年目を迎えることから、11月1日よりいかるがホールで記念シンポジウムを開催する。次に、史跡中宮寺跡の整備については、8月4日より、金堂基壇から発掘調査を進めているとの説明がありました。

次に、各課報告事項として、議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会に属するものについて報告がありました。

歳入では、地方特例交付金の補正、減収補てん特例交付金等の補正、普通交付税交付

額の決定による補正、歴史文化遺産の保全と活用のための寄附に伴う補正、藤ノ木古墳整備基金繰入金の補正、平成19年度一般会計の余剰金の確定による補正、JR法隆寺駅周辺整備事業債の起債同意予定額の確定による補正、歳出では、地方税ポータルシステム導入に伴う補正、学校校舎2次診断実施のための補正、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金の補正、起債同意予定額の確定によるJR法隆寺駅周辺整備事業の限度額の補正について報告がありました。

次に、職員採用試験の申し込み状況について、理事者より、8月29日まで受け付けをし、上級では37名、中級では7名、初級では12名の申し込みとなっており、合計で56名の申し込みとなったとの報告がありました。

次に、子ども模擬議会の結果について、理事者より、8月22日に各小学校の6年生と中学校の1年生の15名を対象に行い、「未来の斑鳩町」について意見や希望を公表していただいたとの報告がありました。

次に、町民プールの利用状況について、理事者より、入場者数及び維持管理費等について報告を受けました。

委員より、大人の入場者数がふえているのに入場料が減っているのはなぜかとの質疑があり、理事者より、団体の場合の割引や町主催のイベントの場合は無料であるためとの説明がありました。

次に、その他について、委員より、同僚議員が出されている「好きやねん斑鳩」というビラの中で、「町長は最高裁に上告をするのに一切マスコミに公表せず」という文面になっているが、上告については新聞に発表されたのではないかとの質疑があり、理事者より、本件については、6月27日に判決があり、この判決は極めて不当な判決であることから、上告の手続をとることについての町長のコメントを発表しており、翌日の6月28日の各新聞に町長のコメントが記載されているので、ビラの内容は適切でないとの答弁がありました。

また、他の委員より、全面的な勝訴という形で報じられているところがあるがとの質疑があり、理事者より、控訴人は、小城利重氏及び補助参加人の元自治会長や峨瀬自治会に対して損害賠償の請求をされていたが、大阪高等裁判所の判決は、小城利重氏だけに対する請求であり、その他については退けられていることから、全面勝訴ではなく一部勝訴であるとの考えであると答弁がありました。

次に、事故米の問題に伴う斑鳩町の学校給食の安全性について質疑があり、理事者よ

り、奈良県の学校給食運営委員会の方で一括管理し購入をしており、確認したところ、奈良県の場合、すべて奈良県産の米を使用しており、事故米については一切使用していないとの報告をいただいているとの答弁がありました。

次に、総合型地域スポーツクラブについて、内容と位置付けについて質疑があり、理事者より、このクラブは平成12年9月に文部科学省が策定したスポーツ振興基本計画において、平成12年から10年間の間に各市町村においてそのクラブを育成することとなっており、斑鳩町も今年2月にそのクラブが誕生した。位置付けについては、任意の団体であるとの答弁がありました。

また、委員より、事務局が中央体育館の中にあると聞いているが、任意の団体でも、頼めば町の施設の中に事務局を設けることが出来るのかとの質疑があり、理事者より、育成期間としてももう少し支援をしていく必要があり、事務所を貸すのは連携をしていくということもある。また、町からの補助金は一切なく、自己の会費で賄っていただいていることから、当分の間、体育館に事務局を置いて支援をしていく形をとりたいとの答弁がありました。

次に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管の事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

最後に、先進地視察について、さきの委員会終了後、先進地視察について相談をさせていただき、委員より、史跡公園整備事業や文化財活用センターの運営について、またふるさと納税関係などについての視察の希望をお聞きし、副委員長とも相談をさせていただき、出来るだけ皆様方のご希望に沿えるような視察先を検討いたしましたところ、島根県出雲市と斐川町、兵庫県姫路市を選ばせていただきました。

出雲市においては、日本の心のふるさと出雲応援寄附条例を制定しており、また史跡公園出雲弥生の森整備事業が実施されております。斐川町においては、荒神谷博物館を町として運営をされています。姫路市につきましては、最近、埋蔵文化財活用センターを整備され、現在運営をされています。そのようなことから、今回視察先として選定をさせていただきました。視察については、10月22日、23日にわたり視察を実施したいとの報告をいたしております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきます

ようお願いをいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の委員長報告の中で、全面勝訴ということでは言われたんですが、私ちょっと見てるんですが、全面勝訴というような形では書いてないんですが、どこでそういうのが出たんですかね、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

今の西谷議員の質問に、ちょっと委員長の方から説明していただけますか。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） すみません、先ほど私が報告させていただきました中で、ビラの中に全面勝訴であるとかいうことを書いてあるということでございますけども、1点目の質問と2点目の質問について質問された方が違いますので、どういいますか、西谷議員の方では、そのビラの中に書いているというふうな感じで理解されたと思いますけども、この質問については別の方の質問であるということで、ちょっと切り離して考えしてほしいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。

○8番（西谷剛周君） はい。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をさせていただきます。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、9月18日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず初めに、付託議案として本会議から付託されました議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、国からの交付金確定等による受け入れ

や学校校舎の耐震診断を行うための追加補正など歳入歳出予算の総額に1億8,531万5,000円の追加を行うとして担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、後期高齢者の健康診査対象者全員に受診券を届けることによってどれぐらいの受診率を見込んでいるか、また1人当たりの費用はどれぐらいか、さらに学校校舎の耐震補強について、基礎の補強や地耐力の調査はされるのか、また都市計画決定に向けた町素案の作成について、見直し地域はあるのか、また地元からの要望は聞いているのか、さらに県の計画を地元が拒否することは出来るのかとの質疑があり、理事者より、健康診査について、対象者2,790人のうち35%の受診を見込んでおり、976人分の補正である。また、1人当たりの健診単価は8,505円である。

また、耐震補強については、今回の補正は建物の強度の診断であり、基礎部分については、設計書面で調査をしている。地耐力の調査は、建設時にされており、十分に対応出来るものと考えており、1次診断の際にもそうした判断がされている。

都市計画決定に向けた町素案の作成について、線引き及び用途変更の見直しは、基本的には地元の要望に基づいて行うものではないが、地元からの要望も聞いているので、それも加味した形で計画をまとめていきたい。要望としては、幸前地域から一部、市街化調整区域から市街化区域への編入要望が文書で1件出されている。また、計画を拒否出来るかとのことだが、変更を予定している地域には、地元の方々の意見を十分に聞いてまとめていきたいと考えているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に2,374万6,000円の減額を行うということで、担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、後期高齢者支援金拠出金について質疑があり、理事者より、国民健康保険の被保険者1人当たりの金額とその数のつかみ方の違いが、当町の予算時の金額と国からの確定金額の違いだと考えられ、予算算定時では3万7,900円の単価を推計していたが、国からの確定時の金額が3万8,217円であり、広域連合が医療給付費を多く見込んでいると考えられる。また、被保険者数も当町では実数で計算したが、国の方では国保連が集計した数字を用いていることにより違いが出てきている。また、最終的な精算確定は再来年になるとの答弁がなされました。

これに対して、今回の後期高齢者支援金拠出金の追加については、大きな問題があると考えているとの意見がありました。

本件についてお諮りしたところ、委員皆さん全員の賛成によって、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、平成18年度から平成20年度までの継続事業として取り組んでいる公共下水道龍田西汚水幹線工事について、工事総額を5億円から5億1,000万円に、また平成20年度の年度割額を1億5,000万円から1億6,000万円に1,000万円の増額を行うものである。しかし、今年度の工事請負費の執行残を活用することで歳入歳出予算の総額の変更は生じないため、予算総額の補正は必要としていないということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、予算増額に至った経緯と理事者側の対応について、また事前に行う県との協議について、さらに国道、県道の排水管図面について質疑があり、理事者より、もともと直線施工を予定していた工事であったが、工事予定線上に県営水道築造に伴う仮設物の一部が残っており、それを避けるために曲線施工を行うことになり、協議等に日数がかかったため、工期の延長と予算増額が必要になった。また、対応としては、県営水道の管理者、県道の管理者、さらに平成8年当時の工事を担当していた工事会社とも協議をし、原因を追及したが、最終的な原因の特定は難しいという結論に至った。また、県との事前協議については、既存の県道の占用許可などから、構造物の大きさ、深さなどを机上調査している。今後、こういったことのないように事前調査を重点的に行っていきたい。また、排水管の図面については、国、県が管理しているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に4,161万6,000円の追加を行うということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、介護給付費準備基金への積立金額について、第4期の計画にどう反映していこうと考えているかとの質疑があり、理事者より、第3期計画としては計画どおり進んできていることから、積立金はそのまま残ってくると考えられる。第1回目の運営委員会を開き、第4期計画の見直しを進めているが、給付見込み等についてはこれから予定していくところである。国の方から制度改

正があるかもしれないので、そのことも加味しながら介護保険運営協議会の中で検討をお願いしていきたいと考えているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、市町村窓口業務の端末機を増設するとして、歳入歳出にそれぞれ40万7,000円の追加を行うということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、世帯分離されている家庭の実態について質疑があり、理事者より、住民基本台帳で世帯が分離されていれば別世帯として対応しているが、実態は把握していないとの答弁がなされておりますが、当日担当課長も出席されていないことから、窓口で世帯分離の申請があった時にどう対応されているのか、またその申請があったことに対する対応については法令等でどのように定められているのかについて、次回の委員会で報告をいただくよう当委員会として調査を要望しております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、委員会の運営について、閉会中の委員会で説明しているからといって、議案の表決を諮る開会中の委員会で議案の詳細な説明がされないのは、議会や委員会軽視である。後々議事録を読まれた方のためにも、理事者側に対し、十分な説明を行うよう委員会運営の改善を図ってほしいとのご意見をいただきました。これに対しましては、今後、理事者との協議の中で委員会運営の改善を図ってまいりたいと考えています。

最後に、閉会中の継続審査について確認をし、委員会を終了いたしました。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。12番、辻委員長。

○決算審査特別委員長（辻善次君） それでは、平成19年度決算審査特別委員長報告をさせていただきます。

去る9月8日、9日、10日の3日間にわたり、全委員出席のもと、本会議から付託

を受けました平成19年度斑鳩町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定のため審査を行いましたので、ご報告いたします。

まず、審査の方法について委員に諮り、その順序に従い審査を行いました。

最初に、代表監査委員から、一般会計並びに各特別会計の決算審査意見書及び当年度から始まりました財政健全化判断比率等審査意見書により詳細な報告を受けました。特に、普通会計財政健全化審査では連結実質赤字比率で、当面は早期健全化の対策を講じる必要はないが、国民健康保険事業の赤字が連結赤字比率を押し上げているところから、財源の確保について検討する必要があるとの個別意見を申されましたが、特に是正勧告を要する事項はないとの報告でありました。

意見書に対し質疑を求めたところ、特段の意見もなく、次に一般会計及び5特別会計の概要について会計管理者より資料に基づき説明後、健全化判断比率について総務部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、11回の補正予算は町村レベルでは多いのでは、財産調書で斑鳩学童は建物のみになっていることについて、健全化判断比率等報告書で、指定管理者制度利用料金制を導入している公営企業の特例について、この健全化判断比率の報告書で、斑鳩町周辺において引っかかっている町村はあるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

続きまして、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、各款ごとに審査することとし、第1款議会費について、主要な施策の成果報告書に基づき議会事務局長より説明を受け、委員より、役務費の不用額で筆耕翻訳料が減少したことについて質疑があり、事務局長より一定の答弁がされました。

次に、第2款総務費について、総務部長より説明を受け、委員より質疑を求めたところ、ホームページの作成に職員がかかわっているのか、18年度に比べ19年度は落札率が上がっていることについて、まちづくり太子塾の活動内容について、各通学路での監視ボランティアの方に強制割り当てはないのか、100万円以上の滞納者について、住民票等の郵便局での発行手数料について、青色防犯パトロールのガソリン代等の費用負担について、徴収嘱託員の能率報酬の不用額について、住民基本台帳ネットワークの運用について、自治会長研修の内容と参加費用及び今後の対応について、人権相談について、町民対話集会の周知について、職員駐車場用地の中に東の来客用駐車場の面積が含まれているのでは、広域7町の協議会での支出内容について、放置自転車の保管台数が前年度と同じ台数について、青少年悩み事相談の相談員について等の質疑があり、理

事者より一定の答弁がされました。

次に、第3款民生費について、住民生活部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、老人クラブの活動状況及びクラブ数と今後の推移について、緊急通報装置等の設置の条件及び福祉電話基本料金の助成内容について、手話通訳者の派遣の要件について、出産育児一時金の事前の支払いシステム「育児資金」の利用状況について、後期高齢者医療制度の負担割合について、ひとり暮らし老人等日常生活用具の給付での予算措置の考え方について、各種人権研修への研修先等と小集落地区改良事業の動向について、療育教室が委託事業から町の直営になったことについて、リフト付マイクロバスの利用状況について、ふれあい交流センターいきいきの里の利用者がふえているのに使用料が減っていることについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第4款、衛生費について、住民生活部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、ISO14001については、ある程度軌道に乗ってきているので、経費節減の観点から職員としては、竜田川流域生活排水対策協議会での廃油が石けんに変わるリサイクルの検討について、ビニールごみの分別と容器リサイクル法に基づくペットボトルの処理及びペットボトルの回収方法について、町営火葬場の現状と今後の対応について、事業系ごみの持ち込みについて、斑鳩町にかかる3つの川の水質改善で、県、関係市町村との協議について、予防接種で接種率も含め実施するのに気をつけていることなど考え方について、3歳児健診とって3歳7カ月・8カ月ぐらいでの実施と受診率の低いことについて、妊産婦相談の実施内容について、園児を対象にされた食育出張講座の推進について、基本健康診断に伴う食育の推進について、特定家電の取り扱いについて、マイバック持参推進サポーターについて、火葬場及び衛生処理場の周辺対策について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第5款農林水産業費について、観光産業課長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、共同営農組織の育成で営農組織数と認定農業者数について、地産地消の取り組みで農業振興会で協力していただいている学校給食への取り組み状況について、農業者の高齢化でのオーナー制の検討について、遊休農地再生活動の実践で、農業委員会が取り組まれている各種事業を町民に広く理解と認識していただくためのPR等の質疑、要望があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第6款商工費について、観光産業課長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、商工会に対する支援と債務保証料の補給の考え方とその内容について、指定管理

者制度に伴う観光協会の法人格取得・運営について、観光駐車場の原動機付自転車駐車料金の取り扱い及び利用状況について、シルバー人材センター生きがい対策の会員数について、iセンター内の機器類の整備について、J R法隆寺駅から法隆寺への案内表示及び法隆寺駅舎、自由通路、広場に対する質疑、要望があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第7款土木費について、建設課長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、J R法隆寺駅歩道の年間維持管理費及びメンテナンスの発注方法、自由通路の使用（選挙運動、物産展等）について、景観作物に対する補助金と、コスモスもよいが地産地消も考えた転作物の検討について、平群町で広範囲にわたるレンゲの栽培の計画について、法隆寺線整備に対する補助金について、町営住宅の不納欠損の内容について、未登記道路の整備状況及び道路等の台帳整備について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第8款消防費について、総務部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、消火栓等近隣行政区域との連携について、備蓄品の消費期限及び廃棄することなく期限前の活用方法の検討について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第9款教育費について、教育長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、外国人英語指導助手の設置での委託先について、小学校、中学校講師の配置状況と待遇について、民族資料室の利用状況について、人権教育推進協議会の構成団体及び運営について、道徳での「なかま」「心のノート」の活用と費用について、公民館運営審議会の位置付けについて、発掘調査員等の待遇について、情操教育の面から書道、絵画等の発表の場について、藤ノ木古墳の植栽での防水について、町民体育大会の種目の検討について、小学校グラウンドの遊具の点検等について、要保護・準要保護児童就学援助の国庫補助について、調理洗浄業務委託で何か問題はなかったのかと、給食物資搬入の対応について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費については、一括して総務部長より説明を受けたところ、特段の質疑もなく、歳出に対する質疑を終結しました。

次に、一般会計歳入全般について、総務部長より説明を受けたところ、特段の質疑もなく、歳入に対する質疑を終結しました。

続いて、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを議題とし、住民生活部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、累積赤字を少しでも解消出来るようにと税率改正をされたが、赤字がふえることになったことと、介護納付金が前年度より減になっていることについて、収納率については金額より世帯での分析を、商工業者等からの減免に対する要望と今後の取り組みについて、不納欠損の主な理由について、人間ドックの検診の助成で、毎年申し込んでも受けられない方の対応について、国保の住民1人当たりの医療費は、県下と比べるとどの程度か、診療報酬が下がっているのに医療費が増加していることについて、高齢化率の高い村でも医療費が県下で一番低いところの研究を、町が実施している施策のPRと、さらに住民の声を聞いて工夫することについて等の要望、質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、住民生活部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、医療費の適正化の具体的な実施内容について、この会計を平成22年度まで置くことの根拠について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、総務部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、特段の質疑もなく、質疑を終結しました。

次に、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、上下水道部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、入札率について、工区の考え方と、未整備のところをガスパイプ工事をされていることでの工事費について、融資あっせん制度については、保証人等で利用しにくい等の意見についてと、浄化槽の雨水貯留施設に対する補助制度の利用促進のPRについて、起債の金利が高いものの借りかえについて、今日までの入札の回数について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、住民生活部長より説明を受け、委員に質疑を求めたところ、配食サービスの提供でのその手続と費用について、介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会の構成員について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上で、本会議から付託された議案の審査を終了し、各会計ごとに採決を行いました。

認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討

論を必要とするとの申し出があり、討論となりました。

まず、認定に反対する意見では、臨時職員の賃金及び勤勉手当の引き下げ、町営自転車駐輪場の委託料の時間単価の引き下げ、指定管理者制度についての契約期間及びいまだ観光協会が法人格を取得していないこと、後期高齢者医療制度の導入のための準備に町の負担が大きいこと、住民基本台帳ネットワークシステムについて、利用が伸びないまま多額の費用を費やしていることについて、税、医療、福祉など制度改正に伴うシステム改修に伴う費用負担、人権問題で、「同和」の名称を「人権」に変えただけで中身が変わっていないのと、特定の団体が発行する「なかま」の特別扱いについて等の理由により認定に反対するとの意見に対し、認定に賛成する意見として、町長の提案説明並びに本特別会計での施策の成果の説明のとおり、今日の厳しい社会経済情勢の中で、住民の要望にこたえ住民福祉の向上を図るため諸施策推進に真剣に取り組まれ、一定の行政効果を上げられており、少子高齢化の進行による社会保障に関する施策、未来を担う子どもたちの教育の充実、安全安心の確保、社会経済の動向に即した機能的で弾力的な行政運営に努力されていること、財政運営には細心の注意を払われ、また各委員からの意見を十分くみ取り今後の運営に当たられることをを期待し、認定に賛成するとの意見でありました。

本件については、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論となりました。

まず、認定に反対する意見では、19年度は、保険料が改定され、少しでも赤字を解消するため、医療分で12%、介護分で20%の値上げがされたが、ますます赤字がふえている状況で、累積する赤字は、財政的な構造上の問題と介護保険の納付金であり、さらに後期高齢者医療制度で2年続けての値上げは許せない。値上げが続くと滞納者はふえるばかりで、能力に応じた課税を、また他の市町村では、高齢者、母子家庭、障害者の方に対する減免を行い、失業、倒産、経営不振など所得の激減にも対応されている。また、商工業者の民主団体から、不景気などで業績不振となった時などの減免の要望についても棚上げ、町民の能力を超える負担で滞納をふやし、悪循環を繰り返す値上げなどにより認定に反対するとの意見に対し、認定に賛成する意見として、高齢化が進む中、保険給付においては、前年度より医療諸費で約11%、高額医療費で約20%増加する

など、医療費の支払い増により保険給付がふえていることについては、加入者の医療機関への受診動向によりやむを得ない事情であり、その一方、平成19年度で国民健康保険税の税率を10年ぶりに改正し8,000万円以上の増収を図るなど、国保財政の立て直しのため措置を講じられてきた。また、20年度予算で一般会計からの繰り入れによる支援措置など、国保財政の健全化に向け評価出来る。しかしながら、過年度分の滞納がふえている状況にあることから、税収の確保、特定健診の実施による健康対策を進めるよう要望し、認定に賛成するとの意見でした。

本件については、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出があり、討論となりました。

まず、認定に反対する意見では、高い落札率と指名競争入札、発注設備工事の町認定制度、工事コストが上がるにもかかわらず大阪ガスの配管工事を認めていること、地元業者育成との名目での工事落札率の高さは、下水道料金にはね返るなどにより多くの住民に理解されないとのことで認定について反対するとの意見に対し、認定に賛成する意見として、供用開始には、議会でも相当議論をして条例を可決した経緯があり、日本で最も汚れた川などと言われてきた大和川の水質改善や、昔の清流が失われてきた竜田川の美しさを取り戻すためにも、この事業を進めなければならない。特に、住民への説明責任を果たすこと、国庫補助をきちんと確保出来る設計施工に努めること、接続の際の工事には、高齢者の世帯など詐欺まがいの業者にだまされることのないよう、また工事の後町が責任を持って管理指導出来ること、雨水貯留するリサイクルの補助金も、全国平均よりかなり高い金額が設定されるなど今後の課題もありますが、国庫補助の確保と接続件数を伸ばす努力をし、ノウハウを持つより多くの企業による競争入札に努めるようにとの要望があり、認定に賛成するとの意見でした。

本件については、採決の結果、当委員会としては賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で当委員会として認定すべきものと決しました。

以上が、本会議より当委員会に付託を受けました議案の審査の概要と結果であります。なお、理事者の答弁及び質問者の質疑、意見等の詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、副委員長はじめ委員皆様には、ふなれな委員長で大変ご迷惑をおかけいたしました。終始熱心にご審議いただきありがとうございます。

以上で、決算審査特別委員会の審査計画報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置管理及び処分に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第40号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、反対の立場から意見を申し上げます。

この補正予算は、主に給付費や交付金の確定によるもので、毎年通常は、これまであえて反対をしてきていませんが、今回については、特に後期高齢者医療の支援金分の1,668万8,000円の大幅な増額補正に問題があるというふうに考えています。

そもそも、後期高齢者医療制度そのものに問題がある上に、国が示した基準に基づき支援金分の算定をしても足りなくなる、まさしく介護保険の時の二の舞になっています。国の負担を減らそうと思えば、こういう歪みが出てきて、大変な事態になっています。

また、その反面、給付費を減らすために要介護度の基準の見直しに取り組んだ結果、介護保険事業特別会計の大幅な黒字にあわせて、介護納付金は大幅な2,454万2,000円もの減額となっています。これもまた、国の負担を減らし、被保険者の負担は重く給付は軽く方向を端的に示すものとなりました。市町村は、今後もこの動向について目を離すことが出来ません。

これらは、理不尽に成立させた法律による国の施策であることは十分理解はしていますが、それ以上に、たくさんの被保険者がこれらの制度の問題点について声を上げておられる。この被保険者の怒りの声を代弁しなければならない議員として、この補正予算については容認することが出来ないということを申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番(嶋田善行君) 議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第2号）について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この補正予算は、反対者も言われたように、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金などの確定による歳出が主なものであり、これに伴い国庫支出金や交付金などの歳入補正も計上されており、また前年度の医療給付費の国庫負担分や療養給付費などの交付金の追加交付をも受け入れるものです。

反対者は、このうち後期高齢者支援金を重要視されておられるようですが、歳出補正額1,668万8,000円のうち、国、県支出金は824万5,000円、町からは844万3,000円の支出のみであります。

本補正予算は、法令で定められていて、国民健康保険が負担しなければならないが、同時に国庫負担金などの精算を行うものでもあり、反対する理由は見当たりません。

以上を私の賛成意見とさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第42号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第43号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第44号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第45号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第45号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第46号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第46号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第47号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第47号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

痛みに耐えればいずれ景気はよくなると言い続け、痛みばかりを国民に押し付けてきた自民・公明政府の進める構造改革によって、平成19年度は定率減税の全廃などにより、国民生活は壊滅的な打撃を受けています。また、連続して行われる地方交付税の大幅削減によって地方間格差が広がり、地方自治体としても財政難を強いられる中、町行政が住民の暮らし、福祉を守るためどのような役割を果たしてきたのか、さらに当初予算の時にも指摘をさせていただきました問題について改善がなされているかどうかという点についても注意して決算の審査をさせていただきました。

では、主な問題点について申し上げたいと思います。

まず、指定管理者制度についてですが、当初3件の契約をいずれも3年契約することに議会として可決しておりますが、まだ18年度に導入されたばかりであり、改善点や方針などが十分に見直されないままの契約であることが指摘されておりました。そして、1年契約で慎重に審査するべきだとの声がある中、監査委員からの指摘もあったことから、特に観光協会については注意してその動向を見てきましたが、いまだに法人格を取得出来ていないことについては、納得いかない思いであります。

また、文化振興財団、観光協会、いずれも会長が町長であることについても、町が指定管理者として指定する団体の長が町長であるということについては、町民の皆さんがその委託契約を見て疑問を持たないか、それでいいのだろかとの思いがあります。単に民営化して民間会社を指定管理者とすることについては、これもまた問題があると考えていますが、今後、より明確な形でチェック出来るよう体制の整備が必要だと考えます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてですが、これについては一般質問でも申し上げましたが、個人情報保護や費用対効果の面から、制度自体の見直しが必要だと考えます。また、制度の導入当初に、国家が国民を監視するシステムとして使われる可能性があるという疑問の声が上がったことを考えますと、今後、システムやカードの活用について多目的化されていくだろうということですが、国や行政が個人の情報を多くつかんでいくということについては、そういった点で心配をしております。

次に、人件費の問題では、臨時職員の賃金を一律10%カット、さらに勤勉手当も引き下げをしたという点については、予算の段階から厳しく批判をしてきましたが、20年度では一定改善されたものの、いまだにもとには戻っておらず、また平成19年度では、町営自転車駐輪場の委託料も時間単価を引き下げるなど、同じように仕事をしているのに、経費削減という名のもとに、弱い立場の人にそのしわ寄せがいつていることについては、大きな問題だと考えています。

次に、職員研修では、職員3名が自衛隊に体験入隊を行っていたということについて、自衛隊というのは、一方では災害時の救助活動を行っており、その点については認めますが、他方では名古屋高裁で判決が出たように、憲法違反の活動をしており、国民の間で様々な議論があります。

そうしたことから、住民からも理解されないという点が1点と、また研修内容にも問題があると考えます。一体銃剣道の体験をしてきて、住民にとって何の役にたつのか、

集団行動としての意識を高めるのに、果たして自衛隊でなければならないのか、それならば、もっと違うところに研修に行くとか、もっと専門的な知識をつけるための研修を行うという方が、行政にとっても住民にとってもプラスになると考えますので、指摘をしておきたいと思います。

また、今後の町の対応については経過を見せていただくつもりであるということも、あわせて申し上げておきたいと思います。

次に、19年度では、後期高齢者医療制度の導入のための準備が行われましたが、まずこの制度そのものに問題があると考えています。町としては、事務的なことばかりで、制度の運営に直接口出しをすることは出来ませんが、国庫補助など負担が少なく町の負担が大きいことから、今後、町にとって大きな負担になってくると共に、住民の皆さんにとっても負担がふえることとなり、大きな問題であると考えています。これについては、決算審査で問題点の指摘をさせていただきますが、町としても、制度自体の廃止を国に求めていく姿勢を求めておきたいと思います。

次に、教育図書の「なかま」という本についてですが、毎回予算、決算の際に問題があると申し上げていますが、一向に改善される様子がありません。なぜ、他の副読本と同じように扱うという立場に立っていないのか、特定の団体が発行するものを全額公費で支給するという特別扱いをしていることについては、納得出来ないと申し上げておきます。

次に、いかるがパークウェイをはじめ都市計画道路など町が進める事業については、住民合意を基本として行われますように強く要望しておきたいと思います。

最後に、こうして決算審査をさせていただく中で、冒頭申し上げてきた自民・公明政府が進める格差拡大の構造改革が、後期高齢者医療などの大きな制度改悪や、国の集中改革プランの一端とも見られる人件費の削減などで、地方政治や住民に対して大きな被害をもたらしており、それらについては許しがたいものです。法の縛りがあつたりして町としても苦しい立場に立たされることも多いですが、国の悪政から住民を守る防波堤として、今後、さらに各施策について調査研究を行い改善をしていっていただきたい。

また、町独自の施策については、より住民の立場で充実拡充していただきますことを強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成する立場から意見を申し述べさせていただきます。

今、時代の変化は激しく、急速な少子高齢化、また人口減少社会の到来という中において、乗り越えるための施策が求められております。増大する社会保障費用に関することから、未来を担う子どもたちの教育、地震、災害、治安への不安など、安全安心社会の確保、また地球環境を脅かす地球温暖化対策、財政健全化など待ったなしの状況下になっております。

また、三位一体の改革により地方交付税総額が減額されるなど歳入の増額が見込めない中であっても、住民に最も身近な行政として、住民のニーズにこたえていかなければなりません。

このような厳しい状況下において、平成19年度一般会計予算の執行を通して、本町においては、直面する課題に果敢に挑戦すると共に、重点施策の着実な推進を図り、積極的に取り組んでこられました。

その主な取り組みについて申し上げますと、まず初めに、保健福祉活動の拠点として念願の斑鳩町総合保健福祉会館の建設、また本町の行政課題であるJR法隆寺駅周辺整備事業をはじめ、史跡藤ノ木古墳の整備やいかるがパークウェイの促進などに取り組まれています。

次に、障害者福祉では、障害者自立支援法の円滑な施行の推進を図り、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりに向け、関係機関と連携を図りながら、よりよいサービスの提供に努められております。

また、児童福祉では、少子化が進む中、斑鳩町次世代育成支援行動計画のもと、託児サービスやつどいの広場などの子育て応援事業、また育児相談、子育て情報の提供などの子育て支援事業に取り組むと共に、乳児保育や延長保育、また一時保育などの様々な保育サービスの提供に努められている。

さらに、放課後児童対策の充実にも努め、女性の社会進出、就労と育児の両立についても支援されております。

次に、健康づくりの推進においては、母と子の健康を守るため、食に関する正しい知識の普及啓発を図り、心身のすこやかな成長と豊かな人間性を育てる食育の推進にも取り組まれております。

さらに、妊産婦の方にマタニティーキーホルダーの配布や児童手当の充実、後期高齢者医療制度への対応など、時代の変化に即した少子高齢化対策に取り組むと共に、災害弱者把握実態調査の実施、障害者相談の支援など、健全で安心出来る社会の実現にも取り組まれております。

また、子どもの安全確保を図るため、斑鳩小中学校の校舎耐震補強工事並びに耐震補強実施設計を積極的にされ、人にやさしい安全な教育環境づくりに取り組まれております。

次に、環境保全の推進においては、環境問題に対する住民意識の向上と知識の習得を促進するため、親子を対象に地球温暖化防止と水質浄化について体験学習を開催し、意識の啓発に取り組まれております。

以上、一般会計決算における主な取り組みの一端について述べさせていただきました。町として、冒頭に申し上げました今般の社会を取り巻く情勢下の中、住民の要請にこたえと共に住民福祉の向上を図り、さらなる諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと評価いたします。

最後に、決算審査特別委員会での各委員からの厳しい指摘や意見、そして定期監査結果報告に述べられていた監査委員からの意見については、町長をはじめ職員の一人ひとりが真剣に受け止められ、住民の生活の目線を忘れることなく、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう期待いたしまして、私の賛成意見といたします。議員皆様方のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第2号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

平成19年度の国保会計については、保険税の値上げが組み込まれた予算編成であり、そのことから予算についても反対の立場をとってまいりました。

今回、決算審査特別委員会での議論を聞かせていただく中では、保険給付費の1人当たりの単価が上がっているが、そのはっきりとした原因がわからないということでした。国民健康保険の医療給付費は、年度を追うごとにびっくりするぐらい増加しており、その原因を突きとめた上で対策をとらなければ、幾ら保険税を値上げしても、赤字の解消につながりません。

私は、予算の段階で、20年度でも制度が変わることから、2年連続の料金改定になる。また、定率減税など控除廃止による増税に伴い各種保険料が値上がりするので、住民にとって過大負担となるため、料金改定、税改定は見送るべきだと申し上げてきましたが、もともと赤字を減らすために値上げをしたにもかかわらず、結果としてますます赤字がふえている状況を見ると、やはりこの年度に町が行った保険税の値上げという対応は間違っていたのではないかと、改めて指摘をしておきたいと思います。

また、国保会計の累積赤字は、国保の財政構造上の問題として、介護保険の納付金が大きな割合で占めており、これまでも指摘をしてきましたが、さらに国に対して制度改正を求める声を上げていただきたいと要望しておきたいと思います。

さらに、今、国民健康保険の被保険者の構成が以前と比べ大きく変わっており、国民健康保険が退職者や非正規雇用で会社の健康保険に入れない方や無職の方などの受け皿的な役割を担っていることから、加入世帯の平均所得も下がってきています。

また、不景気による失業や商売をされている方が業績不振となった時などについては、減免制度が必要であり、以前より民主団体から減免制度をつくってほしいという要望があるにもかかわらず、減免問題はずっと棚上げをされたままであり、この対応については大きな不満があります。また、減免制度がないために、逆に滞納をふやす結果となっているのではないかと考えます。

また、決算審査特別委員会の中で指摘もありましたが、国保の所得割は、所得税や住民税にある一般的な控除がされず、基礎控除33万円のみ控除された後の金額が所得基準額となり、課税されている対象金額も大きくなることから、他の市町村では、高齢者、母子家庭、障害者の方たちに対して減免を行っており、失業、倒産、経営不振など所得の激減にも対応している状況があります。既に、支払い能力を超える課税がされた上、値上げが続くと滞納はふえるばかりです。収納率を上げるためにも、能力に応じた課税

が必要ではないでしょうか。

また、累積赤字の一番の原因として、国庫負担が減らされてきているという問題があります。既に制度自体が財政的に破綻している状況であり、町として国に対して声を上げていかなければ、住民の命と健康は守れません。

以上、主な問題点について上げさせていただきましたが、今回の決算審査をさせていただく中で、やはり国保会計についても、住民の立場に立って国の悪政と戦い、住民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすことが町に対して求められていると強く感じました。

最後に、町行政として今後さらにご努力いただき、その役割を果たしていただくことを強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険は、個人商店主や会社を退職された方など事業所の保険に加入していない方などが加入する健康保険制度であり、安心して医療を受けられるよう地域で支える制度であります。そのため、他の健康保険に比べ、加入者が高齢化し、財政基盤が弱い部分もあり、制度の運営が困難な状況にあるものだと思っております。

平成19年度の国民健康保険事業の決算は、約6億4,500万円の赤字となり、平成20年度予算から繰り上げ充用の措置がとられました。平成19年度単年度でも、およそ1億円の赤字の上積みとなっております。その主な原因は、保険給付の大幅な増加であり、やむを得ないものであると考えます。

一方、町は、平成19年度に国民健康保険税をおよそ10年ぶりに改定し、8,000万円以上の増収を図られました。しかし、なお保険給付との差をなくすことにはならない結果となったものの、これは加入者の健康保険負担の激増に配慮したことによるものであり、赤字の解消に至らなかったことは仕方のないことであると考えます。

なお、平成20年度予算では、一般会計からの繰り入れによる支援を講じ、さらに国保財政の健全化に向けた方策をさらに講じられており、一定の評価が出来るものと考えます。非常に厳しい財政状況の中、国民健康保険事業が果たす役割を考えるならば、こ

のたびの決算の認定については、やむを得ないものであり、否定するものではないと考
えるところであります。

しかしながら、滞納税もふえており、財政状況が困窮していることには変わりなく、
町には、今後も一層国保税収の確保、特定健診の実施による医療費の適正化を進めてい
ただき、国民健康保険の安定した運営がなされるよう要望いたしまして、本特別会計歳
入歳出決算の認定に賛成する意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしくお
願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第3号については、賛成多数で
認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認
定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第4号については、満場一致で
認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認
定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告ど
おり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で
認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

斑鳩町公共下水道事業は、下水道本管及び公共ます工事を施工する町と、町が公費で施工した公共ますに生活排水を一本化して接続する排水設備工事を町民が自己負担で施工して成り立つ事業であります。

しかし、公共下水道事業の町と町民の役割分担を町民に広報いかるがで周知しているにもかかわらず、本来町民に課せる必要のない下水道加入負担金10万円を徴収しています。町は、自己負担で排水設備工事をされる町民にこれ以上の負担をさせないためにも、まず下水道本管及び公共ます工事の入札制度を一般競争入札に改め、高い落札率を下げる努力をし、町民に示すべきです。落札率を下げることにより、下水道加入負担金の財源は十分に確保出来ます。

次に、町指定排水設備工事店について。6月議会において、興留第一地所自治会で、町指定の排水設備業者の配管ミスにより、1年間もし尿が垂れ流されていたことが発覚しました。こんな公共ますさえわからない町指定業者と町の排水設備の完了検査の実態には驚かされましたが、それ以上にこの後始末の経費を、配管ミスをした業者ではなく、公共ますの位置を誤って記載した公共ます設置台帳を請け負った業者に負担させた上、引き続きその業者に公共ます設置台帳の業務委託をさせている町の姿勢には、到底納得出来ません。このような町指定業者の現状では、町が信頼する業者と幾ら言っても、町民の信頼を得ることは出来ません。町民が自己負担する排水設備工事まで町が口を出すのではなく、町指定業者以外でも町民が自由に選択出来るようにすべきです。

私は、公共下水道事業そのものには賛成ですが、町が行っている現在のやり方では町民の理解は得られず、結果として公共ますまでの下水道設備が出来たが、町民が公共ますに接続しない現状では、公共下水道の目的が達成出来ず、多額の借金だけが町に残るのではないかと懸念いたします。

以上の観点から、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論といたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本町は、皆さんご承知のように、富雄川、竜田川、大和川というように三方を川に囲まれた川と非常に関係の深いまちであります。昨今、主に生活排水を原因とする河川

の水質汚染が深刻な問題となりました。

そのようなことから、本町の公共下水道事業は、河川の水質改善に向け、平成3年から事業に着手され、その後下水道条例及び関係条例等議会において相当議論し、平成17年3月に供用開始されたところであります。

また、公共下水道の設備は、多額の費用と長い年月を要するものですが、平成19年度決算においても、貴重な財源である国庫補助金等も確保され、適正に執行されているところであります。

そして、快適で住みやすいまちづくりのため、下水道事業は、ぜひとも推進しなければならない重要な社会基盤施設であると私は考えております。

今後も、貴重な財源であります国庫補助金の確保や使用料収入の増加を図り、コスト削減に配慮し、効率的な整備に努力していただき、公共下水道事業に対する住民のご理解を得られるように一層の啓発に努められることを要望し、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第6号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程2、発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程2、発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川委員長。

○議会運営委員長(里川宜志子君) 発議第4号につきまして、まず議案書を朗読させていただきます。

発議第4号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年9月24日提出

議会運営委員会

委員長 里川 宜志子

この改正につきましては、既に全議員に報告をさせていただいておりますが、本年6月に地方自治法の一部改正が行われたことを受けまして、斑鳩町議会の議会活動の範囲を明確化し、全員協議会、正副委員長会議などを会議規則に明記をし、速やかに公務災害の適用範囲を拡大するものでございます。

どうぞ議員皆様方にご理解賜りまして、この改正がされますことを議員皆様をお願いをいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって発議第4号については、満場一致をもって可決いたされました。

次に、追加日程2、発議第5号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川委員長。

○議会運営委員長（里川宜志子君） 発議第5号につきまして、まず議案書を朗読させていただきます。

発議第5号

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する

要綱の一部を改正する要綱について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成20年9月24日提出

議会運営委員会

委員長 里川 宜志子

これにつきましては、ただいまご承認いただきました斑鳩町議会会議規則の一部改正に伴い条文の整理を行わなければならないことと、そしてさらに本日の本会議において可決となりました議案第38号にございます議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を、その他の非常勤の役職と支給方法が違うということから明確化をされ、新たに条例が設けられました。

この中で、「視察に要する費用」というところに根拠が示されておりましたが、本日の議案第38号の可決によりまして、その根拠条例が変わってくるということを受けまして、この要綱を改正する必要があるというものでございます。

どうぞ議員皆様には、引き続きましてご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第5号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、日程6、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

総務常任委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって総務常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程8、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

去る9月1日に、平成20年第3回町議会定例会を招集し、平成19年度一般会計・各特別会計決算認定を含め21議案を提出させていただきましたところ、終始ご熱心に

ご審議をしていただいた結果、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認を賜り、心より深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

決算審査やそれぞれの議案においてご審議いただいた中でのご意見等や一般質問で賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正しく反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、9月1日より開館しております斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩は、多くの住民の皆様にご利用いただいております、感謝申し上げますと共に、今後においても親しまれる施設となりますよう最善の努力をしてみたいと考えておりますので、議員皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

平成20年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため、賜りましたご意見を十分踏まえ職員共々精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

今年は特に残暑厳しい気候であります、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成20年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時51分 閉会）